障害福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

(通則)

第1条 障害福祉施設等施設整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令 又は予算の定めるところに従い、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。 以下「規則」という。)に規定するもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「障害福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類又は小 分類の施設をいう。

区	分	大	分	類	中	分	類	小	分	類
生の2法基(介生定項しるうえ活法3」が同護活すにく就施事が会員、のではののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、	の日常生活及び社会 合的に支援するとの 子成17年者総合支援 下「第5条第1年 を第5条第1年 を第6項第12項第 を第7条第12項第 を第7条第12項第 を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14項に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を第14列に を を を を を を を を を を を を を	ス事業	所							
8項に規定 条第155 着支援、 する自立5	生活援助、及び同条 こ規定する共同生活	就労定 業所	着支援	姜事						
		共同生	活援助	事						

(3)身体障害者福祉法(昭和24 年法律第283号)第5条第 1項に基づく身体障害者社会 参加支援施設(補装具製作施 設、盲導犬訓練施設及び視聴 覚障害者情報提供施設に限 る。)	参加支援施設	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提 供施設	点字図書館 聴覚障害者情報提供 施設
(4)障害者総合支援法第5条第28項に基づく福祉ホーム	福祉ホーム		
(5) 平成17年10月5日社援 発第1005010号厚生労働省社 会・援護局長通知「社会福祉施 設等における応急仮設施設整 備の国庫補助の取扱いについ て」に基づく応急仮設施設	応急仮設施設		
(6)上記以外の施設であって、当 該施設について国が当該施設 の設置及び運営についての基 準を定めており、かつ、厚生労 働大臣が特に整備の必要を認 めるもの	その他の施設		

2 この要綱において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(1) 第2条の表第6号に掲げる施設

(1)	717 2	/C V /	X 7/ C	一分(に)的() 分配取					
整	備	区	分	整	備	内	容		
創			設	新たに施設を建設	すること。				
増			築	既存施設の現在定	員の増員を図るため	めの整備をすること。)		
増	改		築	既存施設の現在定	員の増員を図るた	めの増築整備をする	らとともに既存施設		
				の改築整備(一部改	築を含む。)をする	ること。			
改			築	既存施設の改築整	備(一部改築を含む	's。) をすること。			
拡			張	既存施設の現在定	員の増員を行わない	、で施設の延面積の!	増加を図る整備を		
				すること。					
大	規模	修繕	等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社					
				会・援護局長通知「神	社会福祉施設等施設	と整備費における大規	規模修繕等の取扱い		
				について」により整	備をすること。				
スプ	プリン	クラ	-	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知					
設	備等	整	莆	「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについ					
				て」により整備をす	ること。				
	5民間	,,,	量祉	社会福祉法人が設	置する施設について	て、平成17年10月	月 5 日社援発第1005		
施	設 彗	整 信	莆	005号厚生労働省社会		老朽民間社会福祉施	設の整備について」		
				により改築整備をす	_				
応急	!仮設!	包設團	を備			6010号厚生労働省社			
				,		設整備の国庫補助の)取扱いについて」		
				により整備をするこ	۵.				

(2) 第2条の表第1号及び第3号に掲げる施設(以下「障害福祉サービス事業所等」という。)並 びに障害福祉サービス事業所等に係る第5号の施設の場合

整	備	区	分	整	備	内	容
創			設	新たに施設を整備す	ること。		
改			築	既存施設の改築整備	(一部改築を含む	P。)をすること。	
大	規 模	修 繕	等	既存施設等について	平成17年10	月 5 日社援発第100	5006号厚生労働省社
				会・援護局長通知「社会	会福祉施設等施設	整備費における大規	関模修繕等の取扱いに
				ついて」により整備を	すること。		
スラ	プリこ	ンクラ	- -	平成17年10月5	日社援発第100500	07号厚生労働省社会	:・援護局長通知
設	備	等 整	備	「社会福祉施設等施設	整備費におけるス	プリンクラー設備	等の取扱いについ
				て」により整備をする	こと。		
老杯	5民間	社会福	祉	社会福祉法人が設置	する施設について	.、平成17年10	月 5 日社援発第10050
施	設	整	備	05号厚生労働省社会・	援護局長通知「老	朽民間社会福祉施設	2の整備について」 に

(3) 第2条の表第2号に掲げる施設及び同号の施設に係る第5号の施設の場合

整	備	X	分	整	備	内	容
創			設	新たに施設を整備する	うこと。		
大美	規 模	修綿	善等	既存施設等について ³ 会・援護局長通知「社会 について」により整備を	会福祉施設等施設		
応急	仮設	施設惠		平成17年10月5 「社会福祉施設等におけ により整備をすること。	ける応急仮設施設		
避難	スペ	一ス朝		平成25年2月26 健福祉部長通知「社会社ペース整備の取扱いにな	福祉施設等施設	整備費における在宅	芝障害者向け避難ス

(4) 第2条の表第4号に掲げる施設

整備区	分	整	備	内	容	
スプリンクラー設備等!			設等施設整備費に		働省社会・援護局長道 ラー設備等の取扱い	

(交付の対象)

第3条 この補助金は、次表のア欄に定める施設の種類ごとに、ウ欄に定める設置根拠等により工欄に 定める設置者が指定都市及び中核市を除く県内市町村(次表のア欄の(4)の施設については指定都 市及び児童相談所設置市以外の県内市町村)に設置する施設について、イ欄に定める対象事業を交付 の対象とする。

ア 施設の種類	イ 対象事業	ウ 設置根拠等	工 設置者	オー県補助率
(1)障害福祉サービス事業所等				
ア 障害福祉サー ビス事業所(療 養介護を除く。)			障害者総合支援法 第79条第2項に 基づき事業を実施 する法人(社会福祉 法人、医療法人、 社会福祉 大、公益財団法人、NPO 法人、営利法人等。 以下「社会福祉法人 等」という。)	3/4
イ 障害福祉サー ビス事業所 (療 養介護に限る。)		障害者総合支援法 第79条第2項	社会福祉法人等	3/4
ウ 障害者支援施 設			地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第236号)第10の6号及び規定では、10の7号定なり、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、100の9時では、10の9時では、10の9時では、100の9時では、100の9時では、100の9時では、100の9時では、100の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9時では、10の9	3/4

(2) 短期入所事業 所、就労定着支 援事業所、自立 生活援助事業所 及び共同生活援 助事業所	施設整備	障害者総合支援法 第79条第2項	社会福祉法人等	3/4
(3)身体障害者社 会参加支援施設	施設整備	身体障害者福祉法 第28条第3項	社会福祉法人	3/4
(4) 福祉ホーム	施設整備	障害者総合支援法 第79条第2項	社会福祉法人等	3/4
(5) 応急仮設施設	施設整備	5日社援発第10050	本表中の施設の種類ごとに定められている設置者	3/4
(6) その他施設	施設整備	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は 日本赤十字社	3/4

- 2 この補助金は、施設整備費について次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。
 - (1) 土地の買収、又は整地に要する費用
 - (2) 職員の宿舎に要する費用
 - (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(暴力団排除)

- 第3条の2 この補助金は、神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、交付の対象としない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 法人にあつては、代表者又は役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2 条第6号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。
 - ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が、第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出する。

ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる ものとする。

- (1) 別表1の第3欄に定める基準額の(ア)を適用する場合
 - ア 別表1の第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入 額(社会福祉法人等(営利法人を除く。)の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額とを 比較して少ない方の額を選定する。
 - イ 別表1の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額の合計を算出する。
 - ウ アにより選定された額に第3条の表中オ欄の県補助率を乗じて得た額とイにより算出した 額を比較して少ない方の額の範囲内の額を交付額とする。
- (2) 上記以外の場合
 - ア 別表1の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費を 比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に、第3条の表中オ欄の県補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(交付の条件)

- 第5条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。
 - (1)補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額の算定にかかわらない軽微な変更については除くこととする。
 - (2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
 - (3)補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (4)補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5)補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(以下「適正化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
 - (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (7)消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、実績報告後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を

乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が確定した場合(仕入控除税額0円の場合も含む。)は、別紙6の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告すること。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (8)補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類その他当該補助事業に関する書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類その他当該補助事業に関する書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、5年間を経過後、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、保管しておかなければならない。
- (9)補助事業者が、前号に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継するものがいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。
- (10) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な 管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (11) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (12) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。また、契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (13) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便はがき等寄付金配分金並 びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(申請手続)

- 第6条 この補助金の交付の申請は、別紙1の様式による申請書を別に指定する日までに知事に提出するものとする。
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたつて、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更申請手続)

第7条 第5条第1号、第2号及び第3号の知事の承認を受けようとする場合には、別紙2の様式による変更等承認申請書を知事に提出するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付決定通知書を受理した日から起算して10日以内とする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは別紙4の様式により工事に着工した日から5日以内に、また、工事進捗状況については、別紙5の様式により毎月末日現在の状況を翌月10日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

- 第10条 補助事業者は、事業完了後20日以内(第5条第3号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から20日以内)又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、別紙3の様式による報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、前項の報告書を提出 するにあたつて、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、 これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告 書に添えて提出しなければならない。

(その他)

第11条 特別の事情により第4条、第6条、第7条、第8条、第9条及び第10条に定める算定方法、 手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるもの とする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年3月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 従前の「障害福祉施設等施設整備費負担(補助)金交付要綱」については、「平成17年度からの継続分及び繰越分にかかる障害福祉施設等施設整備費負担(補助)金交付要綱」に名称変更を行い、平成19年3月31日付けで廃止することとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年10月11日から施行し、平成23年4月1日より適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年 7月20日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成25年 8月 2日から施行し、平成25年4月1日より適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成26年11月 7日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年 3月17日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年 4月24日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年 9月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年 1月 8日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年 4月 1日より前に収受した交付申請に係る実績報告等については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年 8月12日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年12月27日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年 6月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年 6月26日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 元年 7月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2年 7月 7日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 3年 8月12日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 4年 3月 8日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 4年 6月23日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 5年 8月 7日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 6年10月21日から施行し、令和6年4月1日より適用する。

算 定 基 準

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

	事		≠7 ± →7	— (<u></u> 年世・11)
上 江心港		都市部	標準	
生活介護、 自立訓練、 就労移行支援、	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	64,800,000	61,700,000
	10 20 10 70 7	21人~40人	130,500,000	124,400,000
就労継続支援		41人~60人	218,100,000	207,800,000
		61人~80人	306,400,000	291,900,000
		81人~100人	394,800,000	376,100,000
		101人~120人	482,200,000	459,300,000
		121人以上	570,800,000	543,600,000
	施設入所	利用定員 20人以下	52,200,000	49,700,000
	支援整備 加算及び	21人~40人	105,300,000	100,400,000
	本体(宿泊	41人~60人	176,200,000	167,900,000
	型自立訓	61人~80人	248,400,000	236,600,000
	練)	81人~100人	319,100,000	303,900,000
		101人~120人	391,200,000	372,600,000
		121人以上	462,100,000	440,100,000
	就労・訓練事	事業等整備加算	49,900,000	47,600,000
	短期入所整	備加算 	13,500,000	12,900,000
	発達障害者	支援センター整備加算	15,800,000	15,000,000
	就労定着支	援、自立生活援助、相談支援整備加	11,100,000	10,600,000
	避難スペース	ス整備加算	43,400,000	41,400,000
療養介護	本体	利用定員 20人	117,900,000	112,300,000
		21人~40人	236,900,000	225,600,000
		41人~60人	394,800,000	376,000,000
		61人~80人	555,600,000	529,200,000
		81人~100人	715,100,000	681,000,000
		101人~120人	874,200,000	832,600,000
		121人以上	1,033,600,000	984,400,000
	就労·訓練事	事業等整備加算 	49,900,000	47,600,000
	短期入所整	備加算	13,500,000	12,900,000
	発達障害者	支援センター整備加算	15,800,000	15,000,000
	避難スペース	ス整備加算	43,400,000	41,400,000
共同生活援助	本体	利用定員 4人~10人	30,700,000	29,300,000
		短期入所整備加算	13,500,000	12,900,000
		エレベーター等設置整備加算	2,430,000	2,320,000
	避難スペース		43,400,000	41,400,000
短期入所(短期)	<u> </u>		16,400,000	15,600,000

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類	都市部	標準
補装具製作施設	16,400,000	15,600,000
盲導犬訓練施設	204,100,000	194,400,000
点字図書館	56,000,000	53,400,000
聴覚障害者情報提供施設	75,600,000	72,000,000

- (注)1「都市部」の単価は、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- (注)2 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(元号) 年度障害福祉施設等施設整備費補助金交付申請書

(元号) 年 月 日

神奈川県知事 様

住 所

法人名

代表者名

(元号) 年度障害福祉施設等施設整備費について補助金の交付を受けたいので、 関係書類を添えて申請します。

1	申請額	全	Ē	Ι	1
L	丁 明 积	717	l l		J

- (注) 1 既に、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、補助金額から減額するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を添付してください。
 - 2 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、その理由及び明らかになる時期のわかる資料を添付してください。
- 2 施設の種類

名称

- 3 申請額算出内訳(別紙(2)のとおり)
- 4 事業計画 (別紙(3) のとおり)
- 5 歳入歳出予算(見込)書抄本
- 6 建築確認通知書(施設整備の場合)
- 7 役員等氏名一覧表 (別紙 (1) のとおり)

補助金振込先

金融機関名			支 (本) 店
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

申請責任者氏名 連絡先申請担当者氏名 連絡先

役員等氏名一覧表

(元号) 年 月 日現在の役員

役職名	氏名	(漢字)	氏名のカナ (半角)	(大正T, ※年月日 二桁で	生年月 , 昭和S, l はそれ ご記入	平成H)	性別 M(男), F	(女)	住所
代表者				T S H					
				T S H					
				T S H .		•			
				T S H					
				T S H .					
				S H .					
				S H .					
				S H .					
				S H .					
				S H .					
				S H					

記載された全て者は、代表者又は役員に暴力団がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に障害することについて同意しております。

法人名 所在地 代表者氏名

施設整備費補助申請額内訳

施設の名称	

施設の種類

					11.67.69.49				算	定基準に	よる算	 定 額		
	区	5 5.	}	設置者の 総事業費	対象経費 の実支出 (予定)額	寄付金その 他の収入額		BとDの少な い方の額×県 補助率		基準単価	高層化等 無:×1.0 有:×1.1	算定基準に よる算定金額 (F×G)	県費補助基本額	県費補助所要額
				Α	B(≦A)	С	D	E		F	G	н	I	J
				円		円	円	円		円		円	円	円
۱_												0		
本														
体					0							0		
」ェ												0		
												_		
事												0		
費												0		
	小		計	0	0	0	0	0		0		0		0
	1/1/		ĀΙ	0	0	U	U	0		0		0		0
特	-													
殊付														
帯														
事														
費	小		計											
その														
の他														
のエ														
事														
費	<u> </u>													
梅	<u> 小</u> 設	整	<u>計</u> 備 費					1						
施 小	政	#E	備 費 計	0	0			0		0	0	0	0	0
地均	 或 交 >	流ス	ペース											
	設整			0	0			0		0	0	0	0	0

注) 1 表頭「算定基準による算定額」の「区分」欄については、別表2-1等の基準単価表の補助区分ごとに適宜修正の上、記入してください。 2 「工事事務費」のB欄には、A欄の金額と建築工事費のB欄の金額の2.6%に相当する額とを比較して少ない方の額を記入してください。

事 業 計 画

1	対象施設の概要	ī
1	// 3 	_

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

2	施設整備費	に係	X	事業 書	一画
4	旭以正 朋貝	ハード	<i>'</i> \	于木口	

(1)	施設の規模及び構造		
ア	整備事業 (解体撤去工事費・	仮設施設工事費を除く。)	
	(ア) 敷地面積	m²	
	(イ) 敷地の所有関係(自己所	—— 所有地、借地、買収(予定)地の別)	
	(ウ) 施設整備の区分(創設、	拡張等の別)	
	(エ) 建物の面積 建築面積	m [*] 、 延面積	m²
	(オ) 建物の構造(造)	

- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付してください。 なお、拡張及び改築等の場合は、既存建物との関係を明示してく ださい。
 - 2 配置図及び各階平面図を添付してください。 なお、拡張及び改築等の場合は、既存建物との関係を明示してく ださい。

1	解体撤去工事(既存施設に係	るもの)	
	(ア) 建物の面積 建築面積	m² 延面積	m^2
	(イ) 建物の構造(造)	•
	(ウ) 建築年月日		
	(エ) 補助金の区分(昭和	年度:国庫・民間・自己資金・その他)	
	(オ) 処分(取り壊し)年月日		
	(注) 既存施設の解体撤去工事が	わかるものを添付してください。	
ウ	仮設建設工事		
	(ア) 建物の面積 建築面積	m² 延面積	m²
	(イ) 建物の構造(造)	
	(注) 1 各室ごとに室名及び面積	債を明らかにした表を添付してください。	
	2 配置図及び各階平面図	を添付してください。	
(2)	整備費内訳		
(2) ア		円	
イ			
ウ	小計(本体工事費)	0 円	
エ	介護用リフト等特殊		
	附帯工事費	0 円	
	(介護用リフト工事費)	円 円	
	(月陵川) / 「工事員)	円	
オ	、 解体撤去工事費及び仮設	1,	
	施設整備工事費	0 円	
,	(解体撤去工事費)	円 円	
	(仮設施設整備工事費)	—————————————————————————————————————	
カ	その他工事費	—————————————————————————————————————	
キ	合計	0 円	
`	(ウ+エ+オ+カ)		
	(注) 工事費費目別内訳書を添付して	ください。	

3)	財源	内訳			
ア	国庫補助金				円,
1	県補助				円,
	市町村	寸補助金			円.
ウ	設置す	者負担金		0	円,
(₺	引訳)	借入金			円,
		寄付金			円,
		自己負担金			円,
エ	合計			0	円

- (4) 施工計画
 - ア 直営・請負の別
 - イ 契約年月日
 - ウ 着工年月日
 - 工 竣工年月日
 - 才 事業開始年月日
 - 力 解体撤去工事関係
 - (ア) 直営・請負の別
 - (イ) 着工年月日
 - (ウ) 完了年月日
 - キ 仮設施設工事関係
 - (ア) 直営・請負・賃貸借の別
 - (イ) 工事期間
 - (ウ) 仮設施設の使用期間
- (5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管 一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所 管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規 定する抵当権の設定の有無

有 · 無

(6) その他参考事項

(元号) 年 月 日

神奈川県知事 様

(住 所) (法 人 名) (代表者名)

障害福祉施設等施設整備事業変更(中止・廃止)承認申請書

(元号)年 月 日付で交付決定を受けた障害福祉施設施設整備事業を次のとおり変更(中止・廃止)したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更(中止・廃止)の内容

事業内容	変更(中止・廃止)前	変更(中止・廃止)後

2 変更(中止・廃止)の理由

申請責任者氏名申請担当者氏名

連絡先 連絡先

住 所

法人名

代表者名

(元号) 年度障害福祉施設等施設整備費補助金の事業実績報告について

(元号) 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた(元号) 年度障害福祉施設等施設整備費補助金に係る事業実績について次の関係書類を添えて報告します。

1 施設の種類

名称

- 2 事業費精算書(別紙(1)のとおり)
 - (注) 1 既に、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、補助金額から減額するとともに、その計算方法や 積算の内訳等を記載した書類を添付してください。
 - 2 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、その理由及び明らかになる時期のわかる資料を添付してください。
- 3 事業実績報告書(別紙(2)のとおり)
- 4 歳入歳出決算(見込)書抄本

申請責任者氏名申請担当者氏名

連絡先 連絡先

施設整備費補助精算額内訳

施設の名称		
施設の種類		

						11 dr. dr. ath				算	定基準に	よる算	 定 額				
		区 分		設置1 総事第	者の 業費	対象経費 の実支出 (予定)額	寄付金その 他の収入額		BとDの少な い方の額×県	区分	基準単価	高層化等	算定基準に	· 県費補助基本額	県費補助所要額	県費補助交付決 定済額	精算額
				100 7- 2	* 52	(予定)額	IE 07-IA7 CIR		補助率		卒牛半	無:×1.0 有:×1.1	(F×G)			~ // IIX	(J-K)
				А		B(≦A)	С	D	E		F	G	н	I	J	K	L
					円		H	円	Ħ		円		円	H	円	円	円
本							-										
体							_										
I																	
														1			
事							-										
費																	
	小		計														
特																	
殊 付							1										
帯							-										
事							1										
費	小		計														
7-																	
その														1			
他の							1							1			
工事							-							1			
費																	
施	小設	整	計 備 費														
小	故		備 計														
地均	或交	き流 スィ	ペース														
		整備															

注) 1 表頭「算定基準による算定額」の「区分」欄については、別表2-1等の基準単価表の補助区分ごとに適宜修正の上、記入してください。 2 「工事事務費」のB欄には、A欄の金額と建築工事費のB欄の金額の2.6%に相当する額とを比較して少ない方の額を記入してください。

事 業 実 績 報 告 書

1	対象施設の概要
1	/ 引然/旭氏*/ 1処女

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

2	施設整	を備費に係る事業内容	
_	(1)	施設の規模及び構造	
	ア	整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事費を除く。)	
		(ア) 敷地面積 m ²	
		(イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)	
		(ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)	
		(エ) 建物の面積 建築面積 ㎡、 延面積	m
		(オ) 建物の構造 (造)	_
	1	解体撤去工事 (既存施設に係るもの)	
		(ア) 建物の面積 建築面積 m ² 延面積	m
			-
		 (ウ) 建築年月日	
		(エ) 補助金の区分(昭和 年度:国庫・民間・自己資金・その他)	
		(オ) 処分(取り壊し)年月日	
	ウ	仮設建設工事	
		(ア) 建物の面積 建築面積 m ² 延面積	m
		(イ) 建物の構造 (造)	-

(2)	支出済事業費総額		
ア	主体工事費		円
イ	工事事務費		円
ウ	小計 (本体工事費)	0	円
工	介護用リフト等特殊		
	附带工事費	0	円
	(介護用リフト工事費)		円
	(円
オ	 解体撤去工事費及び仮設		•
	施設整備工事費	0	円
	(解体撤去工事費)		円
	(仮設施設整備工事費)		円
力	その他工事費		円
+		0	円
,	(ウ+エ+オ+カ)		
		別内訳書、工事事務費費目別	内訳書を添付し
(3)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
ア	契約年月日		
1			
ウ	竣工年月日		
エ	事業開始年月日		
オ	解体撤去工事関係		
	(ア) 着工年月日		
	(イ) 完了年月日		
力	仮設施設工事関係		
	(ア) 工事期間		
	(イ) 仮設施設の使用期間		
(1)			F

(4) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管 一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所 管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規 定する抵当権の設定の有無

有 · 無

(5) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負の場合は、工事請負契約書の写 直営の場合は、支払領収書の写 賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写(仮設施設整備のみ)
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写 (建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証)
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 4 建物平面図 (建物面積を明記したもの) 及び立面図 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書 (別紙①) 及び工事設計管理委託契約金額報告書 (別紙②)
- 7 抵当権の設定を証明できる書類(登記簿の写し等)

(元号) 年 月 日

神奈川県知事 様

社会福祉法人 ○○○会理事長 △△ △△

(施工業者) 株式会社 ○○建設 代表取締役 △△ △△

工事契約金額報告書

発注者(委託者)社会福祉法人〇〇〇会と請負者(受託者)株式会社〇〇建設は◇◇◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約を次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金及び県補助金についてもこれに基づき算定したことを報告します。

	契約年月日	金額
当初○○○工事請負契約	(元号) 年 月 日	金 円
○○○変更(追加)契約	(元号) 年 月 日	金
	(元号) 年 月 日	金 円

(元号) 年 月 日

神奈川県知事 様

社会福祉法人 ○○○会理事長 △△ △△

(施工業者) 株式会社 ○○建設 代表取締役 △△ △△

工事設計仮委託契約金額報告書

発注者(委託者)社会福祉法人〇〇〇会と請負者(受託者)株式会社〇〇設計事務所は◇◇◇◇◇施設建設工事に係る工事設計監理委託契約を次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金及び県補助金についてもこれに基づき算定したことを報告します。

	契約年月日	金額
当初〇〇〇工事設計監理契約	(元号) 年 月 日	金
○○○変更(追加)契約	(元号) 年 月 日	金
	(元号) 年 月 日	金

(所 在 地) (法 人 名) (代表者名)

(元号) 年度障害福祉施設等施設整備費補助金による 施設の工事着工報告書

標記事業について、次のとおり工事を着工しましたので報告します。

施設の名称									
施設種別									
建築面積									
延床面積									
建物の構造									
契約年月日									
工事着工年月日									
竣工予定年月日									
工事請負業者名									
月別予定進捗率	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(単位:%)									

(所 在 地) (法 人 名) (代表者名)

(元号) 年度障害福祉施設等施設整備費補助金による施設の工事進捗状況報告書

標記事業について、(元号) 年 月末日における工事進捗状況を次のとおり報告します。

施設の名称		
7287 - 117		
施設種別		
建築面積		
延床面積		
建物の構造		
契約年月日		
工事着工年月日		
竣工予定年月日		
	工事進捗率	%
工事進捗率	予定進捗率	%
	差	%
工事進捗状況に関 する所見		

(法人名) (代表者名)

(元号) 年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日付けで交付決定を受けた障害福祉施設等施設整備費補助金に係る 消費税及び地方消費税に係る仕入控除額については、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号)第13条の規定による確定額 又は事業実績報告書による精算額

金

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (要補助金返還相当額)

金

- 4 添付書類
 - ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳

申請責任者氏名申請担当者氏名

連絡先 連絡先 各市町村障害福祉主管課長 関係法人 代表者 - 樹

神奈川県知事 黒岩 祐治

障害福祉施設等施設整備費補助金交付要綱に定める知事が必要と認めた施設 及び額について(通知)

障害福祉施設等施設整備費補助金交付要綱別表1に定める知事が必要と認めた施設及び 額については、次のとおりとする。

1 知事が必要と認めた施設

2 種目	参照通知等
介護用リフト等特殊付帯	平成 17年 10月 5日社援発第 1005008 号厚生労働省社会・援
工事費	護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における介護用リフ
	ト等特殊附帯工事の取扱いについて」別紙 2(1)イ、(3)
	イによる。
解体撤去工事費及び仮設	平成 17年 10月 5日社援発第 1005013 号厚生労働省社会・援
施設整備工事費	護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工
	事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて」別紙 2
	(1) 及び3 (1) による。
スプリンクラー設備等工	平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005007 号厚生労働省社会·援
事費	護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンク
	ラー設備等の取扱いについて」第1の2及び第2の2による。

2 知事が必要と認めた額

2 種目	参照通知等
本体工事費	(イ)大規模修繕等及びその他特別な工事費の基準額は、2者
	以上の工事請負業者の見積りのうち低い方の価格とする。
介護用リフト等特殊付帯	平成 17年 10月 5日社援発第 1005008 号厚生労働省社会・援
工事費	護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における介護用リフ
	ト等特殊附帯工事の取扱いについて」別紙3による。
解体撤去工事費及び仮設	平成 17年 10月 5日社援発第 1005013 号厚生労働省社会・援
施設整備工事費	護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工
	事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて」別紙 2
	(3)及び3(3)による。
スプリンクラー設備等工	平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005007 号厚生労働省社会・援
事費 (既存施設)	護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンク
	ラー設備等の取扱いについて」第1の3及び第2の3による。